

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		扶養義務者からの費用徴収
根拠条例・規則等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③ さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 14 条第 4 項 ② 第 77 条 ③ 第 2 条第 2 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、被支援者に対して民法（752・877 条）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、負担した支援給付費用の全部又は一部を当該扶養義務者から徴収することができる。 上記により費用を徴収する場合において、扶養義務者の負担すべき額について、福祉事務所長と扶養義務者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、福祉事務所長の申立により家庭裁判所がこれを定める。
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の例による